

○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を改正する省令（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 異議申立てが付議された場合の審理</p> <p>第一節 審理の開始（第二条―第七条）</p> <p>第二節 審理官（第八条―第十四条）</p> <p>第三節 審理の進行（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四節 証拠書類等及び参考人（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第五節 調書及び意見書（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第三章 省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取（第四十条―第四十二条）</p> <p>第四章 不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取（第四十三条・第四十四条）</p> <p>第五章 雑則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取</p> <p>（意見の聴取の開始）</p> <p>第四十条 電波監理審議会は、法第九十九条の十一第一項第一号、放送法第五十三条の十第一項第六号又は電気通信役務利用放送法</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 異議申立てが付議された場合の審理</p> <p>第一節 審理の開始（第二条―第七条）</p> <p>第二節 審理官（第八条―第十四条）</p> <p>第三節 審理の進行（第十五条―第二十五条）</p> <p>第四節 証拠書類等及び参考人（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第五節 調書及び意見書（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第三章 省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取（第四十条―第四十二条）</p> <p>第四章 不利益処分をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取（第四十三条・第四十四条）</p> <p>第五章 雑則（第四十五条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取</p> <p>（意見の聴取の開始）</p> <p>第四十条 電波監理審議会は、法第九十九条の十一第一項第一号、放送法第五十三条の十第一項第六号又は電気通信役務利用放送法</p>

第十八条第一項第一号の規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二第二項、放送法第五十三条の十一第二項又は電気通信役務利用放送法第十九条第一項の規定により意見の聴取を行う場合においては、主任となつて意見の聴取の手續を主宰する審理官（以下この章及び次章において「主任審理官」という。）を指名しなければならない。

2 主任審理官（第四十二条において準用する第二条第三項の規定により主任審理官の職務を代行する補佐審理官を含む。以下この章において同じ。）は、意見の聴取を開始するには、意見の聴取を行うべき期日の十日前までに、事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を公告しなければならない。

（最初の意見の聴取の期日における手續）

第四十一条 主任審理官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、指定職員に、事案の内容（省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取にあつては、予定される総務省令の制定又は改廢の趣旨及び内容）を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

（準用）

第四十二条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二條まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条並びに第三十九条の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取

第十八条第一項第一号の規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二第二項、放送法第五十三条の十一第一項又は電気通信役務利用放送法第十九条第一項の規定により意見の聴取を行う場合においては、主任となつて意見の聴取の手續を主宰する審理官（以下この章及び次章において「主任審理官」という。）を指名しなければならない。

2 （同上）

（最初の意見の聴取の期日における手續）

第四十一条 主任審理官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、指定職員に、予定される総務省令の制定、変更又は廢止の趣旨及び内容を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

（準用）

第四十二条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六条から第八条まで、第九条（同条第八号を除く。）、第十条から第二十二條まで、第二十四条、第三十七条（同条第六号を除く。）、第三十八条並びに第三十九条の規定は、総務省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた

に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第二条第二項	前項	第四十条第一項
第三条（見出しを含む。） 、第四条見出し及び第三項、第七条、第十条、第十二条第二項及び第四項、第十三条第一項、第十五条第一項及び第二項第三号、第十七条見出し及び第一項、第十八条第一項、第十九条から第二十一条まで、第二十四条（見出しを含む。）、第三十七条	審理	意見の聴取
第三条	の議に付された	に諮問された
第四条第四項	審理に出席する者に通知し、かつ、公告	公告
第四条第五項	第二項	第四十条第二項
第五条第一項	参加人として当該審理	意見の聴取
第六条、第十条	、異議申立人及	及び利害関係者

場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（同上）

	び参加人	
第九条第一号	異議申立人又は参加人	利害関係者
第九条第六号	処分	立案
第十条	第二条第一項又は第二項	第四十条第一項又は第四十二条において準用する第二条第二項
第十五条第一項	異議申立人、参加人	利害関係者
第十五条第一項、第十六条、第十八条第一項、第二十一条第二項第一号、第二十二条、第二十四条、第三十七条第四号及び第五号	異議申立人等	利害関係者等
第十八条見出し及び第一項	審理準備会議	意見聴取準備会議
第十八条第一項	争点の整理及び立証	陳述
第二十四条	当該審理	当該意見の聴取
第三十七条	第九十三条第一項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第一項

第三十九条第一項	第九十三条第二項	第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項
----------	----------	------------------------------

第四章 不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取

(意見の聴取の開始)

第四十三条 電波監理審議会は、法第九十九条の十一第一項第三号、放送法第五十三条の十一第一項第五号又は電気通信役務利用放送法第十八条第一項第二号の規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二第一項、放送法第五十三条の十一第一項又は電気通信役務利用放送法第十九条第一項の規定により意見の聴取を行う場合においては、主任審理官を指名しなければならない。

2 主任審理官(第四十四条において準用する第二条第三項の規定により主任審理官の職務を代行する補佐審理官を含む。以下この章において同じ。)は、意見の聴取を開始するには、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、その不利益処分の名あて人となるべき者(以下この章において「不利益処分対象者」という。)に対し、次に掲げる事項及び出頭を求める旨を記載した意見聴取開始通知書を送付しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 意見の聴取の期日及び場所

第四章 不利益処分をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取

(意見の聴取の開始)

第四十三条 (同上)

2 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

- 3 前項の通知書においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 一 意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができること。
 - 二 意見の聴取が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を総務大臣に求めることができること。
 - 三 前号の閲覧に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

(準用)

第四十四条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第二項から第五項まで、第五条から第三十九条まで、並びに第四十一条の規定は、不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第二条第二項	前項	第四十二条第一項
第三条（見出しを含む。） 、第四条見出し及び第二項から第四項まで、第七条、第十条、第十二条第二項及び第四項、第十三条第一項、第十五条第	審理	意見の聴取

3 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

(準用)

第四十四条 第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第二項から第五項まで、第五条から第三十九条まで、並びに第四十一条の規定は、不利益処分をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第二条第二項	(同上)	(同上)
第三条（見出しを含む。） 、第四条見出し及び第二項から第四項まで、第七条、第十条、第十二条第二項及び第四項、第十三条第一項、第十五条第	(同上)	(同上)

一項及び第二項第三号、 第十七条見出し及び第一 項、第十八条第一項、第 十九条から第二十一条ま で、第二十三条、第二十 四条（見出しを含む。） 、第二十五条（見出しを 含む。）、第二十七条、 第三十五条、第三十七条		
第三条	の議に付された	に諮問された
第四条第二項	前項	第四十二条第二 項
	審理開始通知書	意見開始通知書
第五条第一項、第二十四 条	当該審理	当該意見の聴取
第五条第二項、第六条、 第九条第一号、第十条、 第十五条第一項、第二十 五条第二項及び第三項	異議申立人	不利益処分対象 者
第十条	第二条第一項又 は第二項	第四十二条第一 項又は第四十四 条において準用 する第二条第二 項
第十五条第一項、第十六	異議申立人等	不利益処分対象

一項及び第二項第三号、 第十七条見出し及び第一 項、第十八条第一項、第 十九条から第二十一条ま で、第二十三条、第二十 四条（見出しを含む。） 、第二十五条（見出しを 含む。）、第二十七条、 第三十五条、第三十七条		
第三条	(同上)	(同上)
第四条第二項	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)
第五条第一項、第二十四 条	(同上)	(同上)
第五条第二項、第六条、 第九条第一号、第十条、 第十五条第一項、第二十 五条第二項及び第三項	(同上)	(同上)
第十条	(同上)	(同上)
第十五条第一項、第十六	(同上)	(同上)

<p>条、第十八条第一項、第二十一条第二項第一号、第二十二条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十三条第一項、第三項及び第四項、第三十四条、第三十六条、第三十七条第四号及び第五号</p>		<p>者等</p>
<p>第十八条見出し及び第一項</p>	<p>審理準備会議</p>	<p>意見聴取準備会議</p>
<p>第三十七条</p>	<p>第九十三条第一項</p>	<p>第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第一項</p>
<p>第三十九条第一項</p>	<p>第九十三条第二項</p>	<p>第九十九条の十二第六項において準用する法第九十三条第二項</p>
<p>第四十一条</p>	<p>事案の内容(省令の制定等)をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取</p>	<p>予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる</p>

<p>条、第十八条第一項、第二十一条第二項第一号、第二十二条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十三条第一項、第三項及び第四項、第三十四条、第三十六条、第三十七条第四号及び第五号</p>		
<p>第十八条見出し及び第一項</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>第三十七条</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>第三十九条第一項</p>	<p>(同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>第四十一条</p>	<p>総務省令の制定、変更又は廃止の趣旨及び内容</p>	<p>不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実</p>

	にあつては、予 定される総務省 令の制定又は改 廃の趣旨及び内 容)	事実
--	--	----

第五章 雑則

第四十七条 電波監理審議会が法第九十九条の十一第二項第二号若しくは第四号、放送法第五十三条の十第一項第一号から第四号まで又は電気通信役務利用放送法第十八条第一項第三号若しくは第四号の規定により諮問を受けた事案について法第九十九条の十二第二項、放送法第五十三条の十一第二項又は電気通信役務利用放送法第十九条第二項の規定により意見の聴取を行う場合の手續については、その事案の性格に応じて、第三章又は第四章の規定を準用する。

第五章 雑則

第四十七条 電波監理審議会が法第九十九条の十二第二項、放送法第五十三条の十一第二項又は電気通信役務利用放送法第十九条第二項の規定により諮問を受けた場合の意見の聴取の手續については、その事案の性格に応じて、第三章又は第四章の規定を準用する。